

令和6年12月20日

令和6年
第6回野洲市議会定例会
修正議案書

野洲市議会

議第104号修正議案

議第104号 令和6年度野洲市一般会計補正予算(第7号)に対する修正案

上記の議案を提出する。

令和6年12月20日

提出者 野洲市議会議員 橋 俊明

賛成者 野洲市議会議員 岩井 智恵子

賛成者 野洲市議会議員 小菅 康子

議第104号 令和6年度野洲市一般会計補正予算(第7号)に対する修正案

議第104号 令和6年度野洲市一般会計補正予算(第7号)の一部を次のように修正する。

第2条(債務負担行為の補正)を削除する。

第2表 債務負担行為補正を削除する。

令和6年12月20日

令和6年
第6回野洲市議会定例会
修正議案 関係資料

野洲市議会

修正理由

本補正予算案において、市民の健康づくり、介護予防を目的とする滋賀医科大学との共同研究講座設置に係り、令和6年度から令和10年度まで、6,300万円を限度額とする債務負担行為の追加が設定されている。

この債務負担行為には当初令和5年度から令和10年度まで、1億2,600万円を限度額とする債務負担行為が設定されていたもので、今回はその追加となる。

本講座に設定されている課題は、「整形手術後の患者の退院後の継続支援」や「若年期からの骨粗しょう症その他生活習慣病予防指導」「整形外科専門医による健康教室等での啓発や個別指導群への直接アプローチ」などであり、これらは全国的な課題である。市民の健康づくりなどは重要な施策であるが、行財政改革を進めている本市にとって、追加事業として進めることには疑問がある。

また、令和6年度から毎年約2,500万円を滋賀医科大学に対して拠出することになるが、その金銭が具体的にどのように使われたという報告を市から求めることはしないということであり、公金の支出として不適切な取り扱いがなされようとしている。

これらのことから、滋賀医科大学との共同研究講座設置にかかる本債務負担行為の追加について削除するものである。